

## 第1回葉山町子ども・子育て会議 議事録

### 1 開催日時

平成25年7月22日(月)午前10時~12時

### 2 開催場所

葉山町教育委員会 会議室2

### 3 開催形態

公開(傍聴者なし)

### 4 出席者(委員20名)

(委員)

鈴木力委員、武谷廣子委員、松尾真弓委員、角井行雄委員、柴田みゆき委員、木下智美委員、横田眞澄委員、野北康子委員、森田千穂委員、倉上みゆき委員、井上恵子委員、菅原美子委員、鈴木佳野委員、山浦彩子委員、守屋浩子委員、中世貴三委員、加藤智史委員、寺田勝昭委員、佐藤弘美委員、沼田茂昭委員

(事務局)

葉山町長 山梨崇仁

子ども育成課 課長 仲野美幸、課長補佐 今山健二、主査 大園拓磨

### 5 会議の議題

(1) 会議の運営方法、年間スケジュールについて

(2) 子ども・子育て関連3法について

(3) 葉山町次世代育成支援行動計画の実施について

(4) 電子システム構築のための事前調査(ニーズ調査)の実施について

### 6 議事

(1) 開会、町長あいさつ

(事務局)

定刻になりましたので会議を開催します。本日は、葉山町子ども・子育て会議条例第5条第2項に基づき、委員の過半数の出席があり、定数を満たしております。

(町長)

本年度は、子育てをテーマに力を入れていこうということで、私から

かけ声をかけさせていただいています。それとは別に、国の施策で各自自治体に子ども・子育て会議を設置する流れがあり、その一環としてこの会議を設けさせていただきました。私としては、目指す方向が同じなのでうれしいと感じています。

子育て環境の整備を議論する場としてこの会議を設けています。皆様は非常勤特別職ということで、町役場の職員と同じ感覚で、葉山町全体、または近隣の市町村の動向をふまえて、検討を行ってください。是非、日ごろの思いと町全体が今後どうなるかという視点で広くご議論いただきたいと思います。

子ども子育て会議の設置は、待機児童の解消、認定こども園の設置、地域のニーズの充実を目的としています。私も葉山の町を愛しています。多くの皆さまが保育所や子育てに関わっていることも承知しています。国から来ている話とはいえ、葉山町ならではの子育てが大前提と思っています。この町をどういう風に生かして子育てをしていくか、国の流れとどう歩調を合わせていけるかといった視点でご議論いただけたらよいと思います。

町としては、まだまだ力及ばないところが多々あり、保育園設置も足がかりがつかめていません。保育園以外にも様々な課題があります。進まない理由もあります。そういうことも皆様に議論いただき、前に進めていきたいと思っています。

近隣では、逗子市が5月から保育料改定の件もあり、先んじて子ども・子育て会議の議論を始めています。葉山町は、神奈川県内ではだいぶ先進的にこの会議を設置しており、他の自治体からも注目を集めながら進めていくことになると思います。葉山町らしさを是非アピールしながらお話を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

## (2) 委員紹介、会長・副会長の選出

### (事務局)

条例第4条により、会長・副会長互選により決めることになっています。特に意見がなければ事務局から案を提出させていただきます。会長には、児童福祉に造詣の深い鈴木力先生、副会長には、母子保健の健診に長くたずさわってきた武谷広子先生にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(一同拍手)

### (事務局)

ありがとうございます。ここで、会長と副会長からあいさつをいただ

きたいと思います。

(会長)

ただいま会長に指名されました鈴木と申します。私の専門は、子ども家庭福祉です。特に社会的擁護あるいは虐待を受けていた子どもや発達遅れのある子どもたちの支援、援助を専門にしています。また、保育の領域等でも川崎市の民間活用推進委員会という保育所整備の委員会の委員長をさせていただいています。そのほか、川崎市の児童福祉委員会の委員や逗子市の子ども・子育て会議の委員をさせていただいています。微力ですが、葉山の子どもたちのために、あるいは子育て家庭のために力を尽くしていきたいので、よろしく願います。

(副会長)

武谷です。この会議の前の次世代育成支援会議のときから副会長をやらせていただいています。私は葉山に長く住んでいて、葉山の環境もずいぶん変わったことも承知しています。母子健診は、40数年、葉山町で関わらせていただいています。医療、福祉に携わって、そちらの分野は承知しているつもりですが、教育の方は弱い部分です。この会は、会長が大学の先生なので大変心強いです。メンバーをみても現役のお母様、保育園、民生委員児童委員などと子どもと関わっている方が大勢いらっしゃいます。この会議はきっといい会議になるかなと期待を持っています。一委員としてたくさんおしゃべりをさせていただきたいので、ご協力をお願いします。

(一同拍手)

(事務局)

ここで、委員の皆様へのお願いについて改めて説明をさせていただきます。

葉山町子ども子育て会議ですが、昨年成立した子ども・子育て支援法に基づき葉山町の条例で設置された審議会です。この審議会は地方自治法に根拠を置く附属機関となり、委員の皆様は、葉山町の非常勤特別職職員という位置づけになります。町長の諮問に応じて、調査・審議をし、その結果を答申または意見として建議していただきます。町長は答申や意見を尊重し、最終的な意思決定をします。様々なご意見をいただく場ではありますが、要望・陳情の場ではないということをご了承ください。

次に、この審議会での調査・審議の概要を説明します。平成27年度の新制度の施行までは、子ども子育て支援事業計画の策定、各種基準に関する条例の制定、この2つを中心に議論していただきます。それに加えて、そのほか子ども子育て支援に関する施策全般についてもご意見を

いただきたいと考えています。

次に、委員として守っていただきたいことです。こちらは法令に明確な規定はありませんが、本町の特別職の職員として次の事項の厳守をお願いします。1つ目ですが、法令を遵守し町の信用を失うような行為はしないでください。2つ目、審議会で知りえた秘密は守ってください。委員でなくなった後も同様です。次に3つ目ですが、委員の肩書きを名乗っていただくことはかまいませんが、その肩書きで政治活動、宗教活動は行わないようお願いします。

最後に、そのほかの注意点を申し上げます。委員名それから議事録は、後日、葉山町のホームページで公表します。議事録の公表前には各委員に発言の内容の確認をさせていただきます。公表の際ですが、委員の個人名は出ないようにし役職のみの記載にします。これは、発言者の個人名が特定されないようにという配慮です。

この会議は公開となっておりますが、本日は特に傍聴の希望がありませんので、このまま審議に移らせていただきます。それでは、ここからの進行を会長をお願いします。よろしくをお願いします。

### (3) 議題

会議の運営方法、年間スケジュールについて

(会長)

それでは、事務局から、議題の1、会議の運営方法と年間スケジュールについて説明をお願いします。

(事務局)

会議の運営方法、年間スケジュールについて説明します。

会議のあり方については、資料2の条例で決められていますが、細かい点は委員にお諮りして決めさせていただきたいと思います。資料3の葉山町子ども・子育て会議運営要領(案)をご覧ください。この会議の運営について簡単に書かせていただいたものですが、ご了承いただければ本日から施行ということにさせていただきたいと思います。こちらの趣旨ですが、第1条にあるとおり、条例のほかに必要な事項を要領で決めさせていただくものです。次に、第2条の会議、こちらは基本的には全員一致で進めさせていただきますが、仮に意見が分かれた場合、過半数で決をとらせていただきます。次に、第3条の協力の要請ですが、関係者の出席についてご了承をいただきたいというものです。すでに神奈川県庁の方がオブザーバーでの出席を希望されています。また、今後必要に応じて関係者の説明を伺う機会もあると思います。そのために、こ

うした規定を設けさせていただきました。次に、第4条の秘密の保持についてですが、会議で個人情報が出ることがあると思います。その部分は特に秘密の保持をお願いします。議事録でも特に個人が特定される部分については、削除させていただきます。次に、第5条の庶務です。この会議の事務局は、子ども育成課で処理をさせていただきます。第6条の委任です。このほか会議に必要な事項は、この会議に諮ってその都度決定をさせていただきたいと思います。

なお、事前に、会議の運営について委員の方から提案事項をいただいていますので、口頭でその対応案について説明します。代理出席が可能かとの問合せがありました。町の中で検討しまして、この会議は、審議会、諮問機関としての性質上、代理出席は難しいということで、基本的には代理出席は認めないことにさせていただきます。ただし、皆様のご都合があると思いますので、日程については極力皆様のご予定を事前に伺って決定させていただきたいと思います。

まず、こちらの運営の方法についてはよろしいでしょうか。

(特に意見なし)

ありがとうございます。次に、年間のスケジュールについて説明させていただきます。資料4をご覧ください。子ども子育て支援新制度の準備作業のスケジュールになります。本会議は、葉山町の子ども子育て施策全般について議論していただく場ですが、平成25年度、平成26年度の2年間については、平成27年度から始まる子ども子育て新制度の施行準備が中心となります。本年度に4回、来年度に4回の開催を予定しています。主に、市町村で準備する作業、子ども子育て支援事業計画の策定、それから基準に関する条例の検討、この2つについて中心に議論していただくこととなります。

年間スケジュールは、国、県から示された準備の時期をふまえ、落とし込んだ資料になっています。本日の第1回目ですが、計画については、現行の次世代育成支援行動計画に基づく取組状況の把握・評価、第2回目に新計画のニーズ調査の実施、第3回目にニーズ調査の結果のとりまとめ、第4回目に平成27年度からスタートする新事業の量の見込みの検討をさせていただくこととなります。条例の関係は、国でまだ検討している段階で平成25年度末まで政省令が発令される予定です。それを受けて、この会議でも平成25年度末から具体的な検討をさせていただきます。

(会長)

今の事務局の説明に何か質問等ありますか。

(質問なし)

子ども・子育て関連3法について

(会長)

それでは、次に議題の2、子ども・子育て関連3法について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

子ども・子育て関連3法について説明します。資料5と6、ピンク色の参考資料をご覧ください。

資料5は、町で新制度について簡単にまとめた資料になります。子ども・子育て支援新制度は、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども子育て支援を総合的に推進するために、平成27年度からスタートする予定です。新しい制度では、消費税の引き上げによる増収分の一部を財源として、子ども子育て支援を充実していくことを目的にしています。すでに国でも、平成25年の4月から様々な関係者からなる国版の子ども子育て会議を設置し、新制度の詳細について検討を進めています。

子ども・子育て関連3法ですが、3つの法律をまとめて3法と呼んでいます。まず、「子ども・子育て支援法」という法律、こちらは平成27年度から始まる新制度の仕組み、給付体制について定めている法律です。2つ目の「認定こども園法の一部を改正する法律」ですが、認定こども園の認定の手の簡略化を定めたものです。3つ目は、これらの関連整備について定めた、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う法律の整備等に関する法律」でございます。

国が新制度で目指すことですが、1つ目が質の高い幼児教育・保育を総合的に提供することで、こちらは認定こども園の普及、強化についてうたっています。2つ目が、地域の子育ての一層の充実で、こちらはより地域の子育てのニーズにあわせたものを充実させていこうというものです。3つ目が、待機児童の解消です。こちらは、ニーズを踏まえて、待機児童解消のための保育の受け皿をふやすことを目的にしています。

新制度の財源ですが、こちらは国で議論されている「社会保障と税の一体改革」の中で、消費税率10%引き上げによる増収分のうち、約7000億がこの新制度に充てられることになっています。このうち、約4000億円は量の拡充、待機児童の解消の部分に、そして、質の改善、保育士さんの配置や処遇改善などの部分に、約3000億円が充てられることになっています。このほかに、約3000億円を消費税以外のところから上

乗せして、合わせて約1兆円で動かしていきたいということが国で議論されています。

これらの新制度の施行に向けて、国が示すスケジュールに従い、町で準備を進めていきます。特にこの2年間は、子ども子育て会議の設置運営、計画の策定、条例の制定について、準備をします。現在の取組状況ですが、今年の3月にこの会議の根拠となる条例の制定、そして今年の7月に第1回子ども子育て会議を開催しています。

次に資料6ですが、こちらは、この制度が一般の方、事業者の方にわかりにくいということで、神奈川県の子世代育成課で作成した一般向けの資料となります。こちらで簡単に補足の説明をします。

資料6の表紙ですが、新制度で目指していることを簡単に3つまとめています。財政支援を強化して取組みを一層充実させていこうという図になります。認定こども園の普及、地域の子育て支援の充実、待機児童の解消と保育の受入れ人数の拡大を大きく目的としています。これを新しく消費税の財源等を活用して財政的にも強化していこうというものになります。

具体的にどのようなイメージになるかということは、6ページをご覧ください。こちらが新しい制度における子ども子育て支援サービスのイメージを描いた図になっています。下の子ども子育て支援給付という部分が、新しくできる財政給付制度になります。子ども子育て支援給付の中には、施設型給付、地域型保育給付、そして現金給付である児童手当こうしたものが含まれています。今まで行われていた子ども子育て支援事業、特に上の段の妊婦健診、乳児訪問、養育支援家庭訪問、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、学童期の学童保育等は、今までどおり続けていくことになります。下の就学前、就学児の各種事業も引き続き行っていきます。

今回の法改正で特に変更になりますのは、「子ども子育て支援給付」という新しい給付体制ができるということです。保育所、幼稚園、認定こども園については「施設型給付」という新しい給付体系になります。それから、「地域型保育給付」として小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、それから地域開放型の事業所内・院内保育も地域型保育給付に位置づけられています。そして、今回の子ども子育て新制度の対象外となるところですが、私学助成の幼稚園です。現行制度を継続する幼稚園は、そのまま私学助成を受ける幼稚園としてそのまま存続することが可能です。そして、事業所内・院内保育は、特に従業員の子どもを専用とする場合は、各事業所内で実施していただくことになります。また、

その他の認可外保育施設、私設保育施設は、新しい子ども子育て支援給付の中には入ることはできません。各自自主的に運営していただく施設として存続することになります。そして、放課後子ども教室についても、新しい子ども子育て給付の財源を受けないということで検討が進んでいます。

先ほども説明しましたが、新制度の施行に向けて、特に計画と条例の制定について、この後2年間かけて準備させていただくこととなります。この新制度ですが、かなり難しい、わかりにくいという意見もあります。今後、計画策定にあたってパブリックコメントをすることもありますので、委員の皆様でここはわかりづらいという意見がありましたら、それを踏まえて、子どももわかりやすい情報をなるべく町民の方に伝えていくよう進めていきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。それでは、説明に対してご質問ありますか。新制度についてなかなか1回では把握するのは難しいと思っております。

(委員)

説明していただいて、この制度の概略はわかりました。子ども子育て会議は、保育、学童までの会議になりますか。たまたま前の次世代育成支援課会議に関わっていたときに、中学生の事案、中学生の放課後の居場所とか、そのような話題もありました。親の立場からすると、小学校も中学校も両方みているお父さん、お母さん方はいっぱいいます。中学生の問題は、この制度の中には全く入ってこないのでしょうか。この会議は待機児童を中心とする会議で、中学生とか小学校の高学年は対象にははいけない会議になるのでしょうか。

(事務局)

国から示された枠組みということで話をしました。国は少子化で子どもを産んでいただくことをメインに考えているようで、未就学のお子さまがメインになっています。教育を一緒にということは、幼稚園教育ということでの読み取りとこの法律ではなっていると思っております。小学生については、学童保育のことで、国から補助金がもらえるのは9歳の小学校3年生までなので、葉山町でも小学校3年生まで受入れということで学童保育を行っています。今回、学童保育の年齢が延びまして、小学校6年生まで受け入れる方向にと変わっています。中学生には、児童手当が2、3年前から出る形になりましたが、メインは未就学のことです。

6ページに色々ありますが、葉山町にないものはたくさんあります。また、今後のニーズ調査を経て、すべて必要なかどうか、地域に



よっても違うので、より地域の意見、子育てをしている人の意見を入れることが望ましいということです。そういうことで県下すべての市町村で子ども子育て会議条例ができました。骨格の中でどれを選んでいくか、葉山らしさというところで皆様に議論していただきたいと思います。

(委員)

6ページの下の子育て支援サービスの対象外ははじめから決まっているのでしょうか。

(事務局)

法の中では決まっていますが、給付体制から外れます。認可外保育施設でも県の認定保育施設には、現在、県や町から安心子ども基金などの財源から補助金が交付されていますが、平成26年度でおそらく終わりになります。平成27年度以降は、財源的支援を受けることが難しくなります。保育所や認定こども園に移行した方が、財源的には保障されます。

また、先ほどの会議の質問ですが、就学前の児童と小学生が中心になりますが、それ以外の議論も適宜していきたいと考えています。ただ、メインの議論からは外れる位置づけになります。

(委員)

対象外に、放課後子ども教室があります。仕事を持って子育てをしている人にとっては、学童保育はとても重要だと思いますが、新制度では充実されないのでしょうか。

(事務局)

事務局の説明が不足しておりました。学童保育も国で議論されています。6ページの上の段の地域子育て事業の放課後児童クラブで存続します。この点は、国の子ども子育て会議とは別の社会保障審議会の専門委員会で議論されています。町の学童保育については、この会議でも検討していきたいと考えています。下の対象外の放課後子ども教室は文部科学省の補助制度です。これについては、新しい制度にはのってこない位置づけです。通常実施されている学童保育は存続します。

葉山町次世代育成支援行動計画の実施状況について

(会長)

よろしいですか。次に議題3、次世代支援育成計画の行動計画の実施状況について事務局からお願いします。

(事務局)

葉山町次世代育成支援行動計画の実施状況について説明します。参考資料としまして冊子、次世代育成支援行動計画をお配りしています。

こちらの計画でございますが、次世代育成支援対策推進法に基づいて各市町村で策定しているものになります。平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の前期計画、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間の後期計画と呼ばせていただきまして、皆様にお配りしたものは平成 22 年度から 26 年度の 5 年間の後期計画ということになります。この計画は、次世代支援育成というかなり幅広い内容になっていますが、平成 27 年度からはこの中の特に子ども子育ての支援の部分についてまとめた「子ども子育て支援事業計画」を実施していくことになります。これまでの計画の理念は、新しい計画に引き継がれていきます。

こちらの計画の進捗管理を毎年 1 回外部の方を含めまして行っていますが、今後は、この会議であわせて議論していただくという位置づけになります。本日は、現行の計画の内容をみていただきます。かなり幅広い計画ですが、町の主要的な事業について盛り込んでいます。資料 7 をご覧ください。こちらは 5 年間について 1 年ずつ進捗管理、実施状況についてみていくものになります。本日は、平成 24 年度末時点というところが該当になります。

なかなか町の子育て施策の全体像を把握することは難しいと思いついて、本日特に子ども子育て支援の施策の概要についてまとめたものを資料としてお配りしています。それが資料 9 です。保育所ですが、町にある認可の保育所は、葉山保育園、葉山にこにこ保育園の 2 つになります。保育料は、お父さんお母さんの所得税を合算で計算して算定しています。次に、学童クラブについての説明です。学童クラブは基本的には入園の資格は保育所と同じで、4 箇所の児童館で実施しています。そして 9 ページ、こちらは、葉山町小児医療費助成制度の案内になります。今年の 4 月から制度改正になりまして、通院が小学校 6 年生まで対象となっています。ただ一定の所得制限があります。そして、児童手当の制度は国の制度ですが、町で交付しているものになります。所得制限がありますが、中学校 3 年生までのお子様がいらっしゃる方全員に支給しています。

町のイメージを把握していただくために、そのほかの資料を合わせて説明させていただきます。資料 8 をご覧ください。平成 24 年度版統計はやま抜粋となりますが、現在、葉山町をめぐる状況がどうなっているかについて皆様と考え方を共有させていただきたいと思っております。3 ページが人口の推移になります。大正時代からとらせていただいておりますが、昭和 50 年以降は経年の資料となります。世帯数、人口どちらも現在、増加傾向にあります。平成 24 年度時点で世帯は約 12,600 世帯、人口は、

約 32,800 人ということになります。字別の人口と世帯の推移は、平成 20 年度からの経年となります。だいたい増加傾向ですが、木古庭、上山口、下山口は横ばいです。長柄地域は人口がかなり増加傾向にあります。

現在の葉山町の待機児童数がどれくらいかについて、資料 10 で説明します。こちらは神奈川県で発表した「保育所入所待機児童数の状況」です。平成 19 年度から平成 25 年度までの市町村別の待機児童の数になります。葉山町ですが、平成 19 年度は待機児童数 12 人でしたが、平成 25 年度は待機児童 30 人ということになります。

以上が次世代支援行動計画と現在の葉山町の子ども子育て施策をめぐる状況の説明になります。現行計画につきましては、幅広い内容をまとめたものになっていますので、この後お帰りいただき目を通してまたご意見をいただけたらと思います。こちらの計画については平成 26 年度まで有効です。特にお気づきの点がありましたら、次回以降ご指摘いただければと思います。

(会長)

今の事務局の説明に対して質問はありますか。

(事務局)

これから議論を進めていくにあたり、町で行っているこうした施策についてなるべく共通の理解をいただくことが必要かと思います。現在、実施している施策について疑問点がありましたら、遠慮なくご意見いただけたらと思います。

(委員)

資料 7 をみて、いろいろな事業があることを知りました。ただ、どのような事業が計画の内容にあたるかわからず、イメージがつかめませんので、教えてください。「地域における子育て支援サービスの充実」というところで記載がある「地域子育て支援センター」は「ぼけっと」のことだと思いますが、「つどいの広場」と「子ども広場」とあるこの中身は何ですか。

(事務局)

参考資料としてお配りしている次世代育成支援行動計画の厚い資料の中に説明があります。30 ページにこの事業の概要がのっています。計画策定の当時はまだ「ぼけっと」はなく、子育て支援センターを作ろうという話でした。「子ども広場」は生涯学習課が担当になっていますが、現在は代替りの事業を行っており、表では中止となっています。

(委員)

生涯学習課で「子ども広場」に代わるものとして「青少年育成事業」

があり、青少年指導委員さんが中心となる年間1回のさわやか体験講座があります。講座のほとんどが小学生、中学生が中心です。そこを対象にした創意工夫の工作会をやっているのですが、「子ども広場」は記載上、中止としています。

(委員)

アレルギーを持つご家庭のお母さんが集える地域の支援サービスがありますか。食育とかにそういうところに位置づけてありますか。

(事務局)

町では、そういうグループがあるかは把握していません。そのため、支援の関わりについては、この計画の中では位置づけられていません。今後の検討事項の一つだと思います。

(委員)

障害のある子どもの学童クラブへの受入れが、今一部実施とありますが、現状ではどんな感じでしょうか。

(事務局)

学童クラブは、町で行っているのが4箇所、各小学校区に1つずつです。障害手帳を持っているお子さんは、放課後児童デイサービスを使う方も多いです。手帳を持っていない方は、未就学の人であれば、療育施設たんぽぽ教室で支援を受けることもあり、学校へ行っているお子さんについては、父兄と相談しながら児童館で対応しています。児童館の職員の配置の人数が厳しいこともあり、児童に1対1でつくのは難しいです。状況によって実施しているということです。

(委員)

「子ども広場」が中止になったということですが、場所はもともとあったのでしょうか。

(事務局)

事業名として「子ども広場」というものがあり、施設として常設していたわけではありません。

(委員)

子育て支援センターぽけっとの「あそびの広場」のオープンの時間が短くなったのが出ていませんが、たしかオープンの時間が短くなっていたと思います。

(事務局)

子育て支援センターの開館時間は変わっていません。「あそびの広場」の時間が9時から15時までになっています。これは、職員同士の情報共有の時間がもてないとか、子どもの生活リズムを考えて少し短くした

と聞いています。趣旨は変わらないので、計画の進捗管理では、これまでと同じように書いています。子育て支援センターから補足をお願いします。

(委員)

だいたいの内容はそうです。「あそびの広場」の中で、親の個人的な相談を受けることもあります。広場をしているときはゆっくり話を聞けないので、15時に「あそびの広場」が終わった後にしっかり時間をとることもあります。

(委員)

情報の公開について教えてください。私はPTAから来ています。例えば、PTAの会議の中で、子ども・子育て会議でこういうことをしているとか話しても大丈夫でしょうか。

(事務局)

大丈夫です。これから葉山町の実態を知るためのニーズ調査や葉山町の独自の調査についても議論していただこうと思っています。特にお願いしたいのは、個人の情報についてはここだけにしてもらいたいということです。あと、あまりにも実現が難しいような個別の話題は、この会議の中だけにしていきたいです。

(委員)

次世代育成支援の中身を一つ一つ詳しく知りたいですが、きりがありません。次世代育成支援計画の見直しの議論も大事なことになるかと思いますが、どうですか。

(事務局)

特に個別に意見があれば今いただいても大丈夫です。また、計画について今この時間だけで議論をするのは時間的にも難しいので、事務局としては、議事録の確認の際に知りたいことがあれば書いて提出していただき、次回の資料として提示させていただきたいと思います。

(委員)

新しくできる計画と従来の次世代育成支援行動計画の違いは何ですか。

(事務局)

「次世代育成支援行動計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づいて市町村がつくっています。5年ごとに改定し、根拠法は今後も存続する予定です。今回の子ども・子育て支援法に定める「子ども子育て支援事業計画」と両方存続するという考え方もあります。国からはまだ具体的に示されていません。必ず策定するのは「子ども子育て支援事業計画」

で、幅広な計画ではなく、より特化したもの、具体的な量の確保を盛りこむように言われています。町としては、幅広の次世代育成支援行動計画を平成 27 年度以降にあらためてつくる予定は今のところありません。この後で議論するニーズ調査についても子ども子育て支援の内容が中心になります。

(事務局)

国は少子高齢化になってから、エンゼルプランとか親子 21 プランとかいろいろと計画をつくってきました。これらは切れているものではなく、一連の流れをもっています。ただ、幅の広さと深く見るところとかが違います。今までの計画が全くなくなるわけではありません。これから、子ども・子育て支援法でやっていくことは、より未就学の部分が手厚くなるということです。次世代育成支援行動計画の中にも保育料や学童保育のことも入っています。今後、プラスしていける部分はあると思います。

電子システム構築のための事前調査（ニーズ調査）の実施について

(会長)

それでは、議題 4 の電子システム構築のための事前調査(ニーズ調査)について、事務局から説明していただきます。

(事務局)

資料 11 と 12 をご覧ください。子ども・子育て支援新制度施行するにあたり新しい電子システムを導入することになっています。その開発のための基礎的な項目の調査を行うものです。この調査では、システムの開発に必要な基礎的な項目と市町村でつくる子ども子育て支援事業計画に必要なニーズ調査と相当程度調査項目が重なると国から言われています。そこで、電子システム構築のための事前調査と計画策定のためのニーズ調査を兼ねるかたちで実施するものです。

調査は、就学前児童 2,000 名を対象として全数調査を実施します。回収率は、70%程度を予定しております。2,000 名という数の算出は、年齢別人口調べという平成 25 年 4 月 1 日の町の年齢別の人口があります。この 0 歳から 5 歳までを足すとだいたい 2,000 名弱になります。

調査方法は、町から各世帯へ郵送で調査票を送付します。回収した調査票の集計・分析を専門業者に委託します。

調査項目は、国の子ども子育て会議が示す標準的な調査票を準用する形で実施します。国の調査票ですが、まだ国の子ども・子育て会議で審議中ですが、そのおおよそのイメージが資料 12 の「調査票のイメージ」

です。こちらは平成 25 年 7 月 5 日の第 4 回目の国の子ども・子育て会議で提示された資料です。こちらの基本的な項目に従って調査票を作成します。

それに加えて、一部町の独自の調査項目を加える予定です。現在、事務局で検討しているのは、葉山町の子ども子育て施策を考えるにあたって、担い手不足というのが一つ大きな課題になっています。そこで、今の子育て世帯の潜在的な有資格者、今後、担い手になっていただける方がどのくらいいるかという質問を盛り込ませていただければと考えています。

次に実施時期でございますが、平成 25 年の 9 月から 10 月にかけて実施する予定です。その後、調査票を回収し、とりまとめを 12 月頃までで予定しています。調査票の具体的な項目は、次の町の子ども・子育て会議でご意見をいただき、調査票を確定したいと考えています。

予算ですが、だいたい 260 万円ぐらいで、うち郵送費が 50 万円ぐらい、調査集計の委託料が 200 万円ぐらいとなっています。この財源は、神奈川県安心こども交付金事業費補助金を活用する予定です。こちらは、町の平成 25 年度 6 月補正予算で予算計上を行っています。神奈川県安心こども交付金事業費補助金の交付要綱のもとになる部分は、ページをめくった 3 ページ目の別添 25「子ども子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業」とあります。電子システム構築等事業の事業内容に、システム導入経費と事前調査経費とあります。今回の実施は、2 の事前調査経費という部分にあたります。

今回の調査は就学前の児童の調査となりますが、就学後の児童に関する情報も計画を策定するにあたっては必要になりますので、別途調査を実施する予定です。事務局案ですが、小学校を通じて調査票を送付、回収するという方向で検討しています。こちらについては、具体的な方向性が固まった時点で、また提示させていただきます。

簡単に調査票のイメージをつかんでいただくため、資料 12 を説明させていただきます。国の子ども・子育て会議の第 1 回目から調査票案が提示されていまして、第 3 回目までの議論・修正が盛り込まれています。2 ページ以降が実際の質問項目です。就学前の児童を対象とした質問をピックアップして調査票を作成し、各世帯への配布ということを考えています。県からの指示では、基本的に国からの質問項目についてはあまりいじらないようにとのことです。ただ、わかりにくい表現については適宜、補足をさせていただく形で考えています。

(会長)

質問等ありますでしょうか。

(委員)

かなり大きな金額が予算化されていますが、電子システムというのは、この調査をデータ化して、その後どのようなことを想定しているのでしょうか。

(事務局)

電子システムは、このニーズ調査だけでなく、新制度になったときの施設給付、地域型保育施設の運営費を払ったりするのもシステム化しようというものです。幼稚園も同じ給付に入るとすれば、所得で保育料を決めていくので住民票の名前や税の情報をすべて入れたり、また、認定こども園になると長時間、短時間の利用のお子さんをシステムで管理していかないといけなくなります。そういう大きなことをシステムで管理し、進めていくということです。まず葉山町ではシステムの対象者の人数はどれくらいいるのか、どういう種別をつくったらよいのかとかそういうことを把握するうえでの事前調査をするものです。国のつくった言葉でややこしいのですが、ただ単にニーズ調査するためのお金ではないです。最終的にはシステムにはもっとお金がかかります。

(委員)

全数調査ということですが、兄弟などはどのような扱いになりますか。

(事務局)

前回、次世代支援行動計画をつくるときの調査はすべて全数で、これよりももう少し厚いものでした。お子さんが3人いれば、一世帯に3通届き、調査票を書くのが面倒なのは知っています。回収率も上げるためには、世帯で1通ということも考えています。

(委員)

回答する側も子どもが3人いれば、大変ではないでしょうか。

(事務局)

葉山町は母数となる子どもの数が少ないです。大きなところは無作為で抽出しています。検討していきたい。たしかに一家に3通は書きづらいかと思います。時間がかからないようにしようと思います。

(委員)

調査票の10ページ「地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます」というところで、一つが「地域子育て拠点事業」、もう一つが「自治体で実施している類似の事業」とあります。自治体以外で、このような活動に参加している親もかなりいます。例えば、幼稚園、保育



園がやっているプレ保育や私たちのような子育て支援団体があると思います。この設問では、そのニーズを吸い上げることができません。特に葉山では民間の活動が多いので、設問をもう少し増やしてほしいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。そういう細かいところをみてほしいと考えています。書き加えます。

(委員)

町長の話の中で、葉山ならではの話もありました。

(事務局)

資料を持ち帰られて、細かいところでも結構ですのでご意見をいただきたいと思います。

(委員)

回数も少ないので、意見を伝えきれるか気になります。

(事務局)

議事録の確認をさせていただく際に、調査票へのご意見というペーパーを入れますので、返信用封筒をあわせて返していただきたいと思います。今回の質問項目とあわせた物をまた資料として提示させていただきます。秋には、調査を実施しないといけません。次の2回目までが内容について議論するリミットになります。

(事務局)

今日の議事録をできるだけ早く作って郵送します。その中に「ご意見ください」という紙と返信用封筒を入れるので、8月中にいただければ、まとめて、9月の議題にします。

(事務局)

調査の基本項目は、全国統一の形なのであまり変えられません。ここがわかりにくいのではとか、町の事情に合わせた表現にするとか、いただいたご意見を踏まえてこちらで精査させていただきます。

(委員)

潜在的な保育の担い手の質問についてですが、子どものいるお母さんが他のお子さんを預かるとか手伝うとか、資格があったとしても実際動けるでしょうか。気持ちがあってもできないというのが現実ではないでしょうか。未就園児対象の調査票に盛り込んだからといって、その方が資源になるかどうかは難しいのではないかと思います。

(事務局)

以前に保育ママ制度をやろうということで、保育ママになれる方を広

報で募集しましたが、すぐにやっていただける方はいませんでした。ほかに、保育士を募集しても資格のある方がいませんでした。そういう状況があったので、ニーズ調査の中で何か情報が得られるかと思って入れてみました。

実際に動ける方はゼロかもしれませんが、安倍首相の待機児童解消加速化プランでも、保育園整備をしていく中で保育士の不足が大きな問題になっていると言われています。この質問を実際に入れるか入れないかは、今後、検討していきたいと思います。

(委員)

調査票は、100 家庭あれば 100 通りの回答があると思います。保育園に通う人のニーズ、子育て支援センターに通う人のニーズもそれぞれ違います。「親が求めているものが子どもにとってよりよいものであるか」ということもあります。「お子さんにとってはどうか」ということも「今お母さんの思っていることを何とかしないとその家庭が大変」という考え方もあります。課長ともよく話をしますが、日々難しいなと思います。「お母さんが必要だから」ということだけでなく、そういうことも見失わないでいきたい。葉山町として、民間の力、お母さんの力を含めての方針を持っていくのが大切で、葉山らしさにつながっていく。「必要、やるべきこと」と決まってもそれができないことがあります。じゃあ、できないのはなぜか、どうすれば可能になるかということ町だけではなく、民間の力を利用して可能になればと。それは日々、皆が困っていることがあって、それは、個人や身近の人の助けに頼ることが大きい。町だけでやろうとせず、皆で手を取り合ってやれるよう近づければいいなと思っています。

(委員)

確認したいのですが、保育園はできるんですね。待機児童の問題が出るとやはりそこができるかできないかで考え方が大きく違うと思います。

(事務局)

保育園はつくと町長は言っているので、保育園はつくります。

(委員)

待機児童の解消をここにあまり盛り込まなくても、そこそこは解消されるということですよ。

(事務局)

今、葉山町待機児童 30 名ということで発表していますが、今申し込んでも入れないと思って、申し込んでいないという潜在的な方もいます。

もし保育園ができるということならば、定員の予定は 60 名なので 30 名は入れるのではないかと思います。ただ、もっと潜在的な方もいるでしょうし、1 園できただけでは足し算の数字上で待機児童は解消されるかもしれませんが、実際の本当の意味では難しいかなと思っています。

当初、認定こども園ということで、幼稚園がたくさんある都市部で幼稚園の空いている時間帯等を利用すれば施設をたくさんつくらなくても待機児童を解消できるのではないかと進めてきましたが、安倍首相が待機児童解消加速化プランで保育園に話が戻ってきているのかなと感じるところもあります。この調査をした結果、今定員は 185 名ですが精査し、例えば、200 名、300 名になり、まだ満たされていなければ保育園はつくらねばならないという制度になっていくと聞いています。社会福祉法人ではなくても、株式会社でも基準を満たしていれば県が認可します。葉山町で待機児童がいれば、その業者がきたときに、必要があれば町は確認する制度になっていきます。つまり、保育園を作ることになると考えています。

(委員)

保育の質の問題、国の 7000 億円を、子育て支援を良くするため、国からいかにお金を引っ張ってくるかという面はあるのですか。

(事務局)

全部が葉山町に来る訳ではありませんが、保育園開園のための補助は増えるようです。

(委員)

待機児童の考え方として、保育を欠けるお子さんだけを対象にするだけでなく、保育を必要とする幅広くみた児童と考えてよいのでしょうか。

(事務局)

児童福祉法が変わるのは、平成 27 年度です。今は「保育に欠ける」という保護者の方がどれくらい保育をする時間があるかということで枠が決まっていて、その中で優先順位付けをしています。平成 27 年度からの児童福祉法では「保育を必要とする」に変わります。すべての人が、例えばお仕事がない方、お家で保育の力がない方でも、待機児童の数の中に入れていくと聞いています。

(委員)

保育所はもともと福祉施設で、保育に欠ける人に対して措置で行政が決定し、利用してもらうということをしてきました。ただ、近年、高齢者は介護保険になり、障害のある方は、自立支援サービスの給付という形に変わってきました。保育についても、言葉の上では、給付という

形が定着してきました。それぞれ利用される方にお金を渡して、そのお金でサービスを使っただけという考え方が、十数年来の福祉の大きな変革の流れでしたが、子ども子育て分野だけが遅れていました。エンゼルプランやその他の国の方針は出ていますが、その前提に社会情勢が間に合わなくなっているため、改めてここで保育の部分を変えていこうという方針が出たというふうに理解しています。皆様には、特に給付という言葉がわかりにくいということがあると思いますが、児童福祉的な考え方からサービスの考え方へ変わってきたと理解していただければよいと思います。

(委員)

町の独自の質問では、資格を持っている人だけを調べるのですか。ファミリーサポートみたいな、そのうち手が離れたらやりたいよという人がどれくらいいるかも聞いてみてよいと思います。

今日、この会議に託児はありませんでした。子ども子育てについて考える会議なのに、託児はないってどういうこととすごく疑問に思いました。しかも、今日は夏休みで学校も休みで、月曜日で「ぼけっと」も休みだし、どうしようと思ったのですが、何とか近所の人を借りてお願いして来ることができました。

子育ては、近所同士で助け合うことも多いです。資格はないが、将来、ファミサポに登録したいと思っている人も多いのではないのでしょうか。そういう調査も必要と思いますが、有資格者だけ把握しようとしているのでしょうか。

(事務局)

今お示ししているのは、ひとつの案です。支援していただく人がなかなかいないので、この調査をあわせて調べられたらいいねという程度で考えました。実際に資格の質問をニーズ調査にのせる、のせないは、もう少し検討してから決めたいと思います。

ただ、担い手がない、いないで、民間の株式会社がぽっと来てやるのも問題かと思っています。株式会社がだめなわけではないですが、株式会社をはじめ導入しなければならないのかそういう不安もあります。何かみんなの力でできたらいいねという事務局で話した案をお話しました。今後、精査してニーズ調査の中に入れていくようにします。

(委員)

アンケートにお答えするお母さんに照会するいい機会になります。「保育ママ、支援者のママになる気持ちはありますか」など具体的に書くともよいかもしれないですね。

(委員)

生涯学習課の方には是非加わってもらい、潜在的に預かりたい親の教育ではありませんが、そこで学ぶとこういう風に頑張れるよとか、そういうことを加えてもらえるとよりよいと思います。

(4) その他

(会長)

そのほか、葉山町の子ども子育てについて意見がありましたら出してもらえますか。

(委員)

学校を代表してこの会議に出席させていただいています。学校で今、感じていることは、家庭の教育力の低下やライフスタイル、それから保護者の価値観が様々になっていることです。このような中で、学校としてどのように家庭に働きかけるか、ここに今、一番難しさを感じています。葉山町として目指すべき支援ができればよいなと思っています。

(委員)

小さな認定型の保育施設をやっています。保育に欠けるお子さん以外で、園の理念に賛同してくださる保護者が非常に多いです。子育てが苦手というお母さんもいます。私が期待しているのは、「保育を必要とする」という言葉を広く捉えることです。保育に欠けるわけではないが、本当に子育てが苦手で、お母さんの精神状態をお医者さんに書いてもらわないと入れないような制度ではなくて、みんなと一緒に育ち合いたいという人も入れるような制度になってほしいと思います。それが、国が定めたものとは違って、葉山独自の葉山らしい子育てということで認定できたらすばらしいと感じています。

(委員)

委員の先生のご専門でもありますが、子どもの貧困の問題があります。地域によって違いはありますが、家庭の貧困が子どもの貧困につながります。とても苦労されているお子さんがたくさんいます。児童相談をやっていると、経済的な課題を抱えているお子さんもかなり見られます。社会情勢も絡んで子供が影響を受けているということ意識して、地域の子育てを考えていかなければいけないと思います。是非その視点を取り入れていただければと思います。

(委員)

委員が話されたように相対的貧困だけでもすごい状況です。先日、広島で起きた殺人事件の子ども達の中にも、生活保護を1人世帯で受けて

いる子どもや環境で虐待を受けている子どももいて保護されています。かなり厳しい状況が、子ども達の世界にあります。そうしたことを特異な例と捉えてよいか、わかりません。社会的擁護の問題、虐待の問題、貧困の問題を考えていかななくてはなりません。子どもの6人に1人が貧困化にある状況になっていますので、全体の保育を考える上でそうしたことも考えていけたらと思います。

(5) 閉会

(会長)

それでは、時間になりましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。次回の日程は、9月を予定しています。日程候補は決まっています、その中で皆様が一番集まれる時間を決めたいと考えています。候補日は、9月2日(月)か9日(月)で時間は特に決めていませんが、いかがでしょうか。

(日程調整)

それでは、9月9日(月)の午後1時～3時でよろしいでしょうか。正式に決定次第、連絡します。

次回ですが、市町村での準備事項のほか、安倍首相の発表した待機児童解消加速化プランの進行状況、新設する認可保育所の募集状況、子ども育成課で実施した学童保育のアンケート調査の情報についてもあわせて説明します。

本日の議事録案がまとめ次第、郵送で送付しますので、確認をお願いします。その際に、本日の説明でわからなかった点、ニーズ調査の調査票案についてのご意見を一緒に照会させていただきます。いただいたご意見は次回以降に資料として提示し、また議論させていただきたいと思います。

(事務局)

改めまして、今日はお忙しいところありがとうございました。1回目ということで制度の難しい話や資料をごっそりして、ちょっとうんざりしているかと思いますが、後でお時間をかけてみていただいて、今日のような貴重な意見をいただき、今後進めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。今日は、ありがとうございました。

(以上)